

令和5年度第4回 区政運営会議 記録要旨

1 日 時	令和5年7月14日（金）10：00～10：10	2 場 所	第五委員会室	
3 件 名	令和6年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）骨子案			
4 出 席 者	区長、桑村副区長、教育長 各部長・担当部長、企画部課長、総務課長	5 会 議 結 果	■ 案のとおり決定する。	【備考】
			□ 一部修正の上、決定する。	
			□ 継続して検討する。	
			□ 案を否決する。	
6 会 議 内 容	<p>【指示事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存事業の見直しや業務のDXなど、新しい施策を展開していくための効率化を検討すること。 ・部局にまたがる施策を提案する場合は、密に連携を図ること。 ・ゼロカーボンシティしながわ宣言の実現にあたり、各部局で具体的な施策を検討および提案すること。 			

付 議 事 案 書

審議事項 ・ 報告事項

1 件 名	令和6年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）骨子案																					
2 担当部課	企画部財政課			3 関連部課	全部署																	
論 点 4 （決定を要する事項）	令和6年度予算編成に関する基本方針について、依命通達により全部局に周知を図る。																					
5 概 要	① 現 状 課題	予算編成の基本方針や留意事項について、全職員が認識を共有し、令和6年度予算編成に臨む必要がある。	② 付議事案	目 的	適正かつ効果的な予算編成を行うため、予算編成の基本方針および留意事項について全部局に周知を図る。																	
				対 応 方 策	拡大部課長会において、依命通達および予算編成方針の内容について企画部から説明する。																	
	③ その他（スケジュール等）	<ul style="list-style-type: none"> 区政運営会議（令和5年7月14日） 骨子案の審議 令和6年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）区長決定（令和5年7月下旬予定） 拡大部課長会（令和5年8月1日） 基本方針および留意事項等の周知 			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法（時期）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区民参加</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広報・HP</td> <td>有</td> <td>拡大部課長会后、HPに公開</td> </tr> </tbody> </table>	項目	有無	方法（時期）	条例規則	無		議会説明	無		区民参加	無		報道発表	無		広報・HP	有
項目	有無	方法（時期）																				
条例規則	無																					
議会説明	無																					
区民参加	無																					
報道発表	無																					
広報・HP	有	拡大部課長会后、HPに公開																				
6 参考情報				7 添付資料	令和6年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）骨子案																	

令和6年度予算編成に関する基本方針について（依命通達）骨子案

I. 令和6年度 予算編成の基本方針

1. 骨子（本文）

コロナ禍の3年間を経て、区民の社会生活における考え方も大きく変化し、区政にとっても、その変化を捉えた施策展開が必要となっている。一方、現下の社会経済情勢は、外部要因による影響が大きく先行きの見通しづらいつつあり、また、出生率の減少や労働力の変化が加速するなど、持続可能性という観点においても留意が必要である。

このような、時代の大きな転換期にある中、区としては、区民のウェルビーイング（幸福）を意識すべく、適切なリソース配分とさらなるスピード感を持った政策展開が欠かせない状況にある。

※参考：well-being（ウェルビーイング）

「肉体的にも精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態のこと」
（公益社団法人 日本 WHO 協会より抜粋）

2. 3つの基本方針

- (1) 誰もが幸福を実感できる施策の展開
 - ・子ども、現役世代、高齢者、障害者など、誰もが生きがいを感じ、自分らしく生活していけるための施策の展開
- (2) 職員事業提案制度の実施
 - ・全ての職員の知恵と能力を活かすため、職員提案制度を実施し、既存事業との関係を勘案し、新たな施策としての展開
- (3) 現下の社会情勢対応、実施計画・SDGs推進
 - ・経済状況の不透明さや物価高騰を踏まえた事業の推進
 - ・行政評価による見直し事業の検証
 - ・実施計画やSDGsの推進

II. 予算編成時における留意事項

1. 全般的事項について

- (1) 3つの基本方針に基づく大胆かつ進取的な予算要求
- (2) 議会審議、監査の指摘事項および区民要望に留意した予算要求
- (3) 事務事業運営の効率化（デジタル技術の活用等）
- (4) 職員定数の適正化および長時間労働の抑制
- (5) 障害者活躍の推進
- (6) ジェンダー平等を意識した施策推進
- (7) 経常的経費について
 - ・引き続き部局編成枠による編成を行う
 - ・行政評価による削減を徹底し、シーリングは行わない。

2. 歳入について

- (1) 特別区民税の年間収入の的確な見込み
- (2) 国および都の補助制度等
- (3) 基金について
- (4) 起債について
- (5) 各施設使用料および手数料の適正化
- (6) その他収入について

3. 歳出について

- (1) 既存の事務事業について
 - ・行政評価による見直しを行い、ゼロベースの視点から縮減・廃止を検討すること
- (2) 各種委託経費の適正化について
- (3) 合理的配慮（障害者差別解消法）について
- (4) 啓発物品・印刷経費の適正化について
- (5) ゼロカーボンシティしながわ宣言について
- (6) 施設・設備の大規模改修について
- (7) 施設の新築、改築について
- (8) 公共工事設計労務単価について
- (9) 用地取得について
- (10) 各種団体等に対する補助金について